

この文化財だより



第 35 号

2022 年 3 月 31 日 発行

編集・発行 菰野町教育委員会

菰野地域の石灰生産事情

～ 近世後期から近代にかけて ～

稲垣 勝義

はじめに

三重県北勢地域の南北に連なる鈴鹿山脈の地質は、北部地域では石灰岩、南部地域は花崗岩を主体に形成されている。近世後期になり、石灰岩を焼いて造られる石灰肥料の効用が世間に広まった。稲や野菜などの生育に効果がある反面、使い過ぎると土地が痩せて作物が育ちにくくなり、石灰肥料そのものが人体に悪影響を及ぼすとされていたが、安価で便利であるため、田畑の肥料に幅広く用いられるようになった。

北勢地域でもいなべ市の^{はった}治田地域周辺の山では、今から約 200 年以上前から石灰肥料の製造が行われていたと伝えられている。治田地域の影響を受け、隣接する菰野地域でも石灰製造が行われるようになった。

菰野町図書館内の郷土資料コーナーには、嘉永元年^{かえい}（1848）に菰野 3 か村（西菰野、中菰野、東菰野）

が石灰製造の許可を菰野藩^{がみんしよ}に求めた願書が保存されている。菰野藩領内で石灰生産を行うに至った経緯が記された古文書であり、当時の石灰生産についての事情が伺える。同時代の治田地域での石灰焼について記された史料も参考にしながら、近世後期から近代にかけての北勢地域における石灰製造の様子をみてみよう。

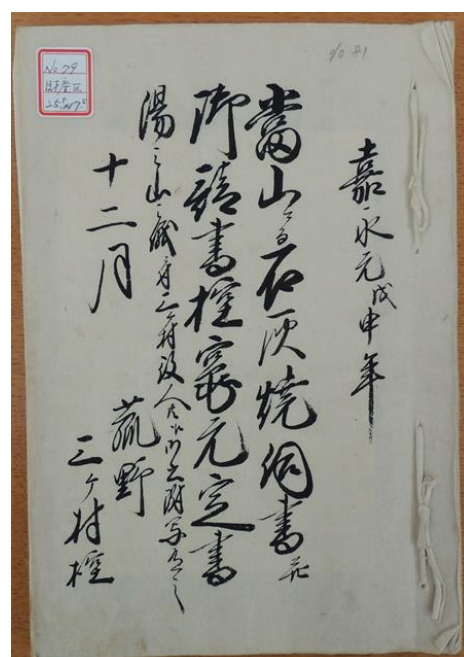


写真 1 石灰製造の許可を求めた願書

目次

第1章 近世段階の石灰事情－菰野と治田－

1. 菰野領内での石灰焼願い
2. 石灰焼の留意事項
3. 窯元の守るべき「定」
4. 治田郷の石灰事情
5. 石灰肥料使用の評価

第2章 近代以降の石灰事情

1. 急速な諸改革
2. 四日市市との合併問題
3. 明治以降の治田地域石灰事情
おわりに

第1章 近世段階の石灰事情－菰野と治田－

1. 菰野領内での石灰焼願い

当初は藩領内での石灰焼の許可が下りなかったため、菰野村の農民達は近江国(現滋賀県)側で石灰を焼き、国境の武平峠(標高 880m)を越えて、菰野まで運んでいた。その後も自領内での石灰製造は行われていなかったが、次第に農民達の間で領内での石灰製造の気運が高まり、藩に許可を求めることになった。

嘉永元年(1848)の「おぼえ乍恐奉伺上口上覚」には、「最早、江州山方者不出申候而、大キニ難渋仕候、右ニ付治田村ニ御座候間夫レ江附ニ参り候処、遠方故弁当持参ニ而牛馬連レ参り候処、都合悪敷事斗ニ而老式俵位も当り兼候振合ニ而、誠ニ以困り入申候、肥灰之儀不廻リニ相成候間貧窮百姓共者必至ニ作方出来不申

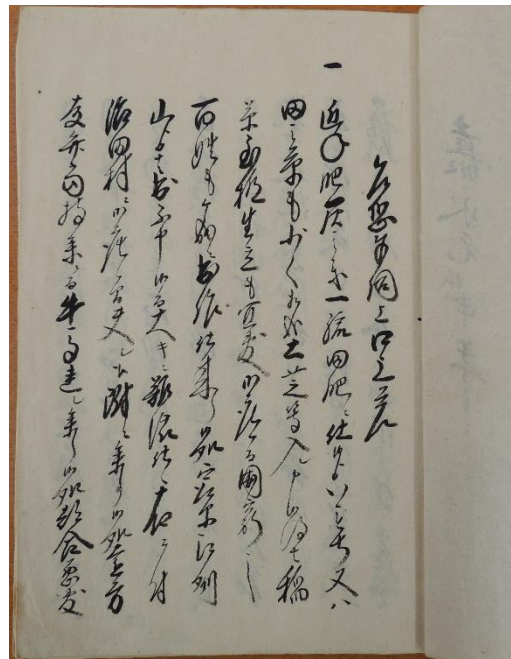


写真2 「乍恐奉伺上口上覚」

甚以歎敷奉存候」とある。近江国側の山で石灰が採れなくなったため、菰野地域と北に隣接する一宮藩領の治田村まで採りに行くようになった。だが、弁当持参で牛馬を用いたりするのは、運送費などの経済性、搬送の困難性を考えると、割に合うことはなかった。しかも都合が悪いことに、1, 2 俵くらいしか分けてもらえず、困り果てていた。このまま石灰肥料が使えないと農作物がうまく育たず、百姓たちの暮らしがますます貧しくなってしまう、嘆かわしい事である、と記されている。

菰野 3 か村の農民たちは、藩内の土地で良質の石灰岩が産出する場所を探しまわった。その結果、適当な場所を探し当て、3 か村農民の総意として願い出たのである。そこには、「三ヶ村之者方申出候二者、宗利口、竹谷、金谷邊ニ御座候灰石窯建焼申度段願出申候、尤石灰焼之儀者兼而御法度ニ被仰出候事ニ而……余り難渋之事ニ御座候間、抛無く奉願上候と申出候、末々小百姓迄印形も仕奉願上度と迄相定り申候」とあり、農民たちは、菰野領内の「宗利口」、「竹谷」、「金谷」（現在の雲母峰の麓周辺）の辺りに石灰窯建設の候補地を選んだ。

金谷周辺は、安永 4 年（1775）から安永 7 年にかけて、同じ領内の水沢村農民が草木を採るため、多数で入山して菰野村との間に争いが起きた場所である。石灰分を含んだ土壌であり、良質の草木が生える場所であることを、農民たちは知っていたのである。彼らは、石灰焼きが御法度であることは承知しているものの、作物の生育が悪くなり、困窮したため、止むを得ず小百姓達の総意で願い上げたのである。それまで菰野 3 か村の田畑では肥灰（石灰）を用いており、「いもち病」などに効果が表れ稲の生育も良好になって、生産高も上がっていた。石灰肥料の効能を改めて認識している。



写真 3 石灰採掘場跡地（金谷周辺）

石灰焼きの許しを頂ければ、窯元より^{みょうがきん}冥加金として 50 両を納め、^{むらふしん}村普請の費用や溜池等の修繕費用も出させる、と記されている。また「右伺済ニも相成候ハ、為御冥加金五拾両奉差上候様申聞候、扱大井水も先年と者大キニ都合能相成候得共……追々普請茂仕度、並溜池重置等も仕度候得共三ヶ村とも困窮の村柄ニ而、篤と修理も行届兼候ニ付、右の手当金等も窯元方運上金為差出申度…」などと、菰野領内での石灰焼の許可が出ることで村にも利益がもたらされることを強調しており、石灰焼の許可を強く願う思いが伝わってくる。

2. 石灰焼の留意事項

農民達の願い通り、嘉永 2 年（1849）から 3 か年間の石灰製造と販売の許可がおり

た。「^{おそれながらさしあげたてまつりおんうけしよのこと}乍恐奉差上御請書之事」には、許可条件として次の事柄が示されている。

- ① 石灰を焼くための炭は近江国（滋賀県）の炭を利用して、菰野の山の炭は一切用いないこと。
- ② 製造した石灰は菰野藩領内で使用し、他領への売り渡しはしないこと。
- ③ 冥加金として、窯元より 50 両取り立てて村役人が預かり、湯の山の助成に仕立てるように世話をすること。
- ④ 窯元から運上金を差し出させ、3 カ村の溜池の堤や大井の普請などの手当てに用いるべきこと。
- ⑤ 石灰を焼くときは大井水（溜池）や川水の様子を考え、水が減るなどしたらすぐに申し上げること。

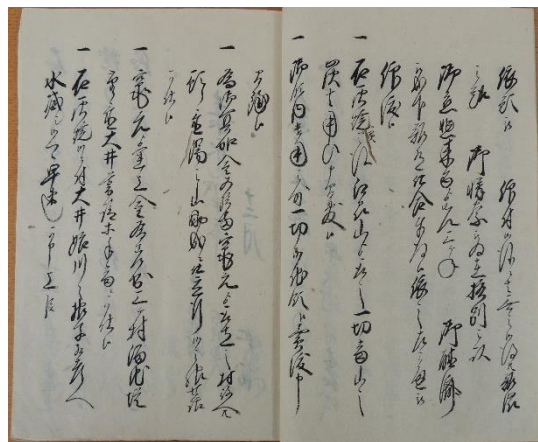


写真 4 石灰製造と販売の許可条件

この条件について、菰野 3 か村の百姓代、組頭、^{きもいり}肝煎、庄屋等 114 名の連名で、請書が出された。

石灰岩を焼いて石灰肥料を造るには、燃料として大量の炭が必要であるが、自村の入会山の木を伐採して炭を焼くことは、日常生活に必要な薪や柴などを枯渇させ、村民の生活に支障を生じさせかねない。それゆえに菰野山中での木材の伐採禁止を厳しく取り決めている。また、製造した石灰肥料は菰野領内での田畑の作柄向上のためのものであり、他領への売り渡しは禁止した。つぎに、冥加金を湯の山地域の助成に用立てると記されており、^{とうじ}湯治客相手の温泉街の存続を重視している状況が伝わってくる。さらに、窯元より取り立てた冥加金や運上金を村役人が預かっており、菰野 3 か村が石灰焼の事業を担っていることが読み取れる。

菰野地域は鈴鹿山麓から広がる扇状地の要の位置に在るが、村を流れる川は伏流水であり、日照りが続くと田畑が水不足になるため、多くの溜池が作られている。溜池の維持管理には多額の費用が必要であったが、修理費用の捻出は村民たちにとって大きな負担であった。そこで窯元より溜池普請の費用として運上金を取り立てて、溜池を維持しようとした。窯元ではそれだけの金を出しても採算が取れたのである。

溜池や川の水が減るような状況になったら申し出る、という条件も見られる。これは、肥料となる消石灰を造るには、まず石灰岩を焼いて生石灰を造り、更に大量の水を加える必要であったためである。^{かま}竈が築かれた金谷周辺は、瀬戸川、金溪川の 2 本の川に挟まれた場所であり、水源の近くに建てられていた。このようにして、菰野 3 か村では藩の許可を受けて自領内の山で石灰岩を採取し、石灰肥料を製造販売すると

いう新しい事業を生み出した。菰野惣山^{そうざん}に、新たな価値がもたらされたのである。

3. 窯元の守るべき「定」

宗利口^{そうりぐち}と籠ノ谷^{かごのたに}に2つの竈を造り、竈元として石灰焼成を願い出たのは、東村（東菰野）の市蔵、中村（中菰野）の辰蔵、西村（西菰野）の清六の3人である。石灰の製造、販売が許可されれば、50両もの大金を上納する旨を申し出た。それでも利潤を出せるだけの充分な見込みがあったといえる。

石灰焼を商いとして成り立たせるための決まり事として、「定」が示されている。前記の留意事項での許可条件と重複するが、繰り返し述べられていることは、菰野の山で焼いた石灰は他領へは売り払わず、自領内で売り払うこと。窯元より年々金50両ずつ運上金を取り立てること。窯元の焼炭は、菰野3か村の山炭は使わずに、江州山の炭を買い取る。もし万一、当山の炭を使うようなことがあれば、聞き及び次第、窯元を差し留ること。灰一俵につき目方は5貫300目^{みだ}（約20kg）のこと。窯元の者や、村外から入り込んだ人足達が御法度の勝負事や、猥^{みだ}りがましき事を行わないこと、などを改めて示している。菰野3か村以外からも人足を雇い入れ、窯元の配下で多くの作業員が働いていたことも分かる。石灰岩を採掘して窯で焼き、商品として販売する一つの事業が成り立っていたのである。

4. 治田郷の石灰事情

8か村から成る治田郷では、天明年代（1781～1789）の後期に治田郷の者が領主に出願し、南河内山^{みなみこうちやま}字六呂木^{ろくろぎ}という場所で石灰を焼き始めた。万延元年（1860）には南河内山、多志田山などで、治田郷の村民8人と近江国の者達で製造されており、石灰竈^{たしだ}は13竈存在した。1竈あたり6両の運上金が納められ、多額の利益がもたらされていた。菰野3か村の石灰焼と比較すると、治田郷の石灰焼は複数の山で焼かれ、竈数も多く大規模である。また、運上金は治田郷8か村の村高に応じて割り当てられており、石灰製造は代官や治田郷の庄屋衆たちによって管理されていた。



写真5 治田地域の納屋及び竈覆（1940年代）

当時の治田郷は上総国一宮藩領の飛び地であり、隣接する桑名藩領の村々は、治田郷の山^{やまてまい}へ山手米（山へ入山するために納める税）を支払い、草木を採取した。だが隣村の丹生川村^{にゅうがわ}は治田郷に対して、石灰焼の差し止めを求める争論を引き起こしたり、牛馬車を用いて石灰石を掘り出しに赴き、他領へ大量に運び、売り込んだりしていた。これを咎める治田郷との間には喧嘩口論が絶えなかったことが史料に記されており、

この点是他領との入会山の問題を抱えない菰野の石灰焼と事情が大きく異なるところである。

5. 石灰肥料使用の評価

当時は石灰を勝手に焼いて製造販売することは禁じられており、江戸に石灰会所（公の販売所）が設けられ、幕府が許可した窯元の焼印が捺された品物だけが流通していた。菰野藩でも領内での石灰焼を禁止していたが、その理由として、「干ばつ地で木や石材を採ると雨雲が発生しなくなり、夕立などが少なくなり、自然に水気が減る。」としている。木や石材の採取との因果関係は意味がよく分

らないが、日照りが続くと伏流水が地下を流れるような地形にあり、干ばつが起きる原因を石灰の採り過ぎに原因を求めたのであろうか。

治田郷の史料中にも、安政2年（1855）に桑名藩が、石灰を肥料として使用することを差し止めた文書がある。その内容は、菰野藩の石灰使用を停止する触の文言よりもかなり厳しい内容で、興味深い。「すなわち、以前から田に石灰を肥料として用いることの停止を申し渡してきたが、次第に守られなくなっている。石灰を用いて作った穀類は質が悪く、田地が痩せてしまい作物が取れなくなっている村民の難渋の原因にもなっている。また、田畑から流れ出た石灰は虫や魚もことごとく殺してしまう程の有害なものであり、人間にとっても悪影響である。自分一人の利益に迷って多くの生類を害し、人にも無益である事をわきまえず、天道に背いて御制度を疎んじるのは言語同断である。」とまで述べている。ただ禁止するだけでなく、屎肥値段が高騰して、代替えとしての安価な石灰肥料を多用したことが原因であるとして、肥料の買入れ金として4000両を郡中へ貸し渡すとしている。また、これまでは石灰を他村に売り出してきたが、今後、郡中及び郡外へも売り出すことを差し止める、としている。

禁止文言からも当時は盛んに石灰肥料が使用されていたことが読み取れるが、石灰肥料の過剰摂取は、実際に土壌にも作物にも弊害をもたらすものであり、菰野藩の使

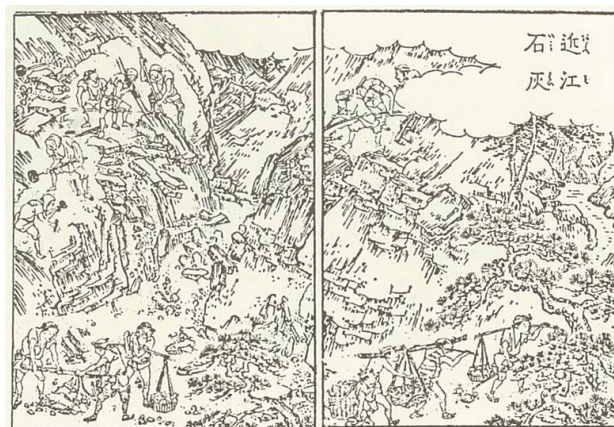


写真6 近江石灰の採取の様子

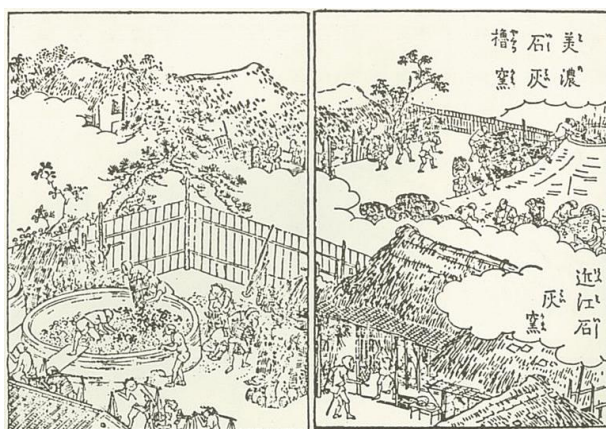


写真7 石灰焼きの様子（上が美濃、下が近江）

用停止理由に比べると理にかなっている。

第2章 近代以降の石灰事情

1. 急速な諸改革

時代が明治に移り、新政府が発足すると、急速に社会の諸改革が進められた。まず廃藩置県により明治4年(1871)菰野藩から菰野県になり、安濃津^{あのつ}県を経て三重県に移った。

江戸時代以来の菰野3か村の入会山(菰野では菰野惣山と呼んでいた)においても、明治維新後は村々の合併と関わる問題が起こった。明治5年の地券交付の際には、一村として合併すべきであるとして、戸長が中心になり村民の説得に当たったが、山野の麓に一番近い西菰野村が頑強に拒否して合併は難航した。この問題の根底には、石灰の利権が関わっていたのである。だが三重県の説得により、明治8年6月によりやく3か村が合併して「菰野村」と改称され、「3ヵ村合併に付為取換契約書」が作成された。明治11年には「菰野村人民共有地三組為取換誓約書」が作成され、入会山利用についての従来^{しん}の慣習を、規約として成文化した。

その内容は、炭焼き窯に関する規定と共に石灰焼に関する条項が含まれており、石灰肥料が利益を生み出す重要な製品であったことがうかがえる。石灰焼に関する主な内容は以下の通りである。

- ① 共有地にて石灰焼営業せんと欲する者は、先ず石取場及び焼場の地所を村吏へ申出、村吏より人民^{そんり}へ照会のうえ差支え無きときは差し許す。
- ② 税金は石灰焼竈口^{まとい}纏^い本に付、年税金五円と定む。
- ③ 仮令許可を受け営業する者と雖も灰石を他人へ販売致すべからずこと。
- ④ 共有地の石灰を取り、私有地にて営業する者は竈^{いんど}に付、年税金貳円と定むべきこと。
- ⑤ 共有地にて石灰を掘取り自用のみ灰焼する者は無税たるべきこと(但し1俵たりとも他人及び親類へ販売或いは分配する者は反則に見做すべきこと)。

石灰焼は村が管理しており、村役人への届出が必要だった。営業用と自家用に区別し、営業用の石灰焼には税を徴収して、自家用で田畑に使用する分は無税であった。ただ、個人で焼いたものを自分の田畑以外に使用する事は違反であるとして、他人へ譲ることも厳しく禁じている。このように菰野の惣山(入会山)では、自村で石灰肥料を製造できる意義を認識し、村民が互いに協力し合って維持管理をして

いこうとする意志が伝わってくる誓約書である。

その後、明治 22 年に三重県は「三重県山林取締規則」を公布し、それを受けて 3 年後の明治 25 年に菰野 3 か村は「共有山取締法」を制定した。その中にも石灰製造に関する条項が設けられており、石灰焼窯数の制限、焼窯の使用料、極貧者への減税の配慮、石灰の販売禁止などが記されている。菰野惣山では生業としての石灰生産が重要な位置を示していたことが伺えるので、その主なものを以下に示す。

- ① 毎年 6 月に入札する。請負業者は石で売却しても、石灰に焼いて売却してもどちらでもよい。
- ② 請負期限は 8 月 1 日より翌年の 7 月 31 日までの一年間とする。自用者灰石証票として金 20 銭を納めるべし（請負者資格許可期限限定）。
- ③ 自用者余り灰といえども売買なすことを得ず、また共有権利者自用遣いの灰石を買取ることを得ず（請負資格者以外の売買は一切禁止）。
- ④ 請負者より買い取りたる灰石及び石灰は売買なすも妨げ無し（請負資格者から買った石灰は売買してもよい）。
- ⑤ 灰石掘取及び石灰焼場へは必ず証票を携帯なすものとする。
- ⑥ 請負営業者及び自用者を問わず、共有山の立木をもって石灰焼きを成すことを得ず（但し村内より売渡したる樹木を用いるか、或いは薪営業者より買い取りたるもの、又は薪営業者自ら石灰焼きに用うるは苦しからず）。

請負業者が介在して、1 年ごとの入札を行なう請負契約で石灰岩を買い取っていたことから、多量の石灰が売買され繁盛していた様子が伺える。ただ、請負業者が窯元を兼ねていたのか、別の窯元へ卸していたのかは分からない。また、石灰を焼くときの燃料は共有山の木を使わないと決めているのは、嘉永 2 年の請書きにも見られたもので、山の維持管理も引き続き大切に行っている。

明治 30 年（1897）に明治政府は、砂防法の制定を行った。山林の伐採による山野の荒廃や、伐採に関連する洪水被害が続発するなか、山腹の崩壊を防ぐために土石の採取等に制限を設けたのである。菰野惣山にも大きな影響が及び、明治 37 年に旧菰野村（菰野 3 か村）は区会（旧財産区）を設置し、その後は区有林として管理していくことになる。翌明治 38 年には「三重県三重郡菰野村大字菰野区有林野保

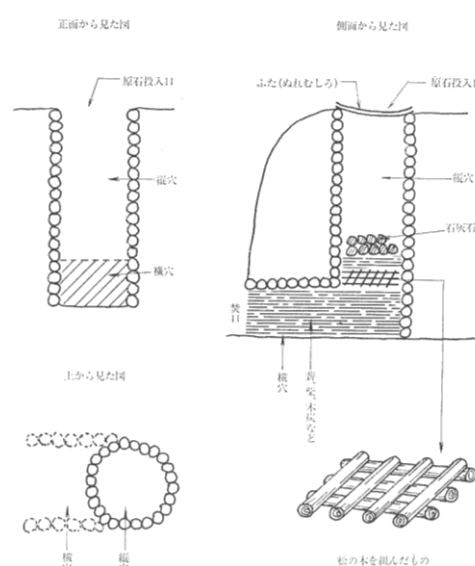


写真 8 石灰の焼き窯図

護規程」を定め、区有林野を植林地、開墾地予定地、肥料地、薪地に区別している。このうちの肥料地については、「肥料地は、石灰石を採掘する。堆積肥料原土を採取する。肥料草を刈り取りする、の三種とし、其場所区域は区会の決議により之を定む」と記されており、同時に「肥料地に於いて石灰焼営業及草刈営業を為さんとするものは区住民（使用権利者）に限り許可す、其営業人数及年限又は営業料金額は凡て区会の決議に依り之を定め、営業人^{すべ}には許可の証票を授与す。（但肥料草は他村へ売却する事を禁じ、石灰経営費は場合により区会の議を以て他町村の者に許すことあるべし）」とある。許認可には区会（財産区）の議決を要しており、山の管理は財産区が取り仕切っていたことがわかる。石灰採掘場所と肥料草の採取場所を峻別し、この時代でも石灰肥料製造を行っていた様子でもある。だが、採掘場所である金谷周辺の谷は雲母峰の麓の急峻な場所であり、砂防法の制定などにより石灰岩の採掘が制限されて徐々に経営も立ち行かなくなり、その後は衰退の一途をたどったようである。

2. 四日市市との合併問題

明治期以降、菰野惣山の管理運営は財産区が行っていた。昭和に入ると四日市市と菰野町の合併問題が起こり、昭和 29 年（1954）に町議会で合併賛成の決議がなされたにも関わらず、財産区議会の反対の意思表示により、町長自らが反対側の立場に立って収拾できない状況に陥る。結局町長、町会議員全員の総辞職という前代未聞の状況を呈して、合併問題に終止符が打たれた。菰野町の運営にも財産区議会の絶大な力が示されることになった。

財産区の反対理由は、四日市市の財政力、政治力に菰野町が対抗できず、合併することにより、石灰採取を含め惣山の権利が無くなってしまうという危惧であった。だが、この時代になると、石灰焼や炭焼きの需要も大きく変化してきた。昭和 31 年（1956）に改正された前記の「財産区財産保護規定」では、菰野区有財産を造林地、薪地、肥料地、貸付地、営造物、鉱泉としており、種別が変化している。肥料地は石灰石採取、堆積肥料原土採取、肥料草を刈り取りする場所と規定され、肥料地において石灰焼営業及び草刈営業をする者は区住民（使用権者）に限り許可し、他町村の者の石灰焼営業は議会の決議で許可が必要とされている。まだ石灰焼が行われていた模様であるが、この時代になると石灰石の利用は石灰肥料生産からセメント製造用に移り、その後は急速に衰えていった。

3. 明治以降の治田地域石灰事情

一方、規模が格段に大きい治田地域の山々では、江戸時代には隣接する村々と石灰採取をめぐり争っていたが、明治に入ってから、丹生川村と治田郷の村民が連名で採掘申請を行っている。その後、丹生川郷は治田郷と同じ権利を求めて提訴す

ることになるが、裁判所へ提出した「要領」には、丹生川郷でも以前から石灰石を採掘してきたことに触れ、肥料として使用、販売を行ってきたことが述べられている。石灰という大きな価値が存在する山の入会権の扱い、利権について引き続き争っていたのである。

大正時代に入るとセメント製造会社が山の買収に乗り出し、治田村との間に採掘権を巡って争議が繰り返された。治田村は村内の石灰需要を満たすため、産業組合事業として石灰の発掘を始めようとするが、このときも入会権を持つ村民と治田村との間に訴訟問題が発生した。この訴訟を契機に「治田村有林入会権者組合」が組織され、挙村一致で石灰肥料自給のために全力を尽くした。その後、次第に治田地域ではセメント会社との争論に移っていった。



写真9 治田地域の石灰焼の職工部屋（1940年代）

昭和の初期には、現在のいなべ市藤原町に建設されたセメント工場から噴出される煤煙や降灰が農作物に及ぼす被害が甚大であるとして、治田村の有志がセメント工場に対し損害賠償を求める訴訟を起こしている。煤煙被害の公害に関する初めての訴訟であった。

おわりに

雲母峰山麓^{きららみね}の金谷周辺には、昭和初期まで石灰岩を掘り出し、運搬していた形跡（切断されたワイヤーロープ、建物の鉄骨枠、トラックの残骸など）が現在も残っているが、詳しいことは不明である。一方、治田地域では、「太平洋セメント株式会社」が操業しており、大規模な石灰採掘を行ってセメントを製造している。大正末期頃から徐々に衰退していった菰野の採掘状況とは、明暗が分かれてしまった。

江戸時代に田畑の安価な肥料として認められ、世の中に急速に広まった石灰肥料を自領内で製造しようと歎願^{たんがん}し、願い叶って製造された石灰は、菰野惣山に新たな価値を生み出した。一時期には繁栄を極めた菰野の石灰製造の歴史も、今ではすっかり忘れ去られている。



写真10 雲母峰山麓のトラックの残骸



写真11 雲母峰山麓の石灰採掘の形跡

西 暦 (年)	和 暦	内 容
1775	安永 4 年	金谷周辺の入山について菰野村と水沢村の農民が争う
1781～1789	天明後期	治田郷で石灰製造が開始
1848	嘉永元年	菰野 3 か村が菰野藩に石灰製造の許可を求める願書を提出
1849	嘉永 2 年	3 年間の石灰製造と販売の許可がおりる
1855	安政 2 年	桑名藩が石灰を肥料とすることを差し止める文書
1860	万延元年	南河内山や多志田山などでも石灰製造
1871	明治 4 年	廃藩置県により菰野県になる
1872	明治 5 年	菰野県が安濃津県に統合され、その後三重県に改称
1872	明治 5 年	地券交付
1875	明治 8 年	3 ヲ村が合併し菰野村に改称（三カ村合併に付為取換誓約書）
1878	明治11年	入会山利用を規約化（菰野村人民共有地三組為取換誓約書
1889	明治22年	三重県が「三重県山林取締規則」を交付
1892	明治25年	菰野 3 ヲ村が「共有山取締法」制定
1897	明治30年	明治政府が「砂防法」を制定
1904	明治37年	旧菰野村が区会を設置し区有林として管理
1905	明治38年	三重県三重郡菰野村大字菰野区有林野保護規定を定める
1928	昭和 3 年	菰野村が町制施行して菰野町になる
1954	昭和29年	四日市市と菰野町の合併問題
1956	昭和31年	財産区財産保護規定の改正

【参考資料】

- ・『菰野町史』（1941）菰野町史編纂委員
- ・『菰野町史』上巻（1987）菰野町史編纂委員
- ・『菰野惣山沿革誌』（1969）菰野入会集団
- ・「治田文書」調査報告書（近世文書編）（近代文書編）治田財産区治田入会権者組合
いなべ市教育委員会 三重大学人文学部 塚本明 研究室 （2019 年 3 月）
- ・高橋 満『図録山漁村生活史辞典』（1981）柏書房株式会社

【写真提供】

- ・いなべ市北勢町治田財産区（写真 5、9）



地図の出典「三重県地図情報サービス」

編集・発行 菰野町教育委員会 三重郡菰野町大字潤田 1250 番地
TEL(059)391-1160 ISBN978-4-944175-11-6 C1021